

# 労働契約法（無期転換ルール）の特例認定等 に関する説明会開催のご案内

## 主な変更内容

- I 労働契約法第18条の規定（無期転換ルール）に関する特例が平成27年4月1日から施行されます。①高度専門的知識を有する有期雇用労働者 ②定年後に有期契約で継続雇用される高齢者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間に関する特例を設けるものです。
- この特例の対象となる事業主は、対象労働者に応じた適切な雇用管理の措置に関する計画について、厚生労働大臣から認定を受けた事業主に限られます。
- II 労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックの実施、受動喫煙防止措置、化学物質のリスクアセスメントの実施が義務化される等、平成28年6月までに順次施行されます。

## 広島県内の2会場で説明会を開催します

### ~~（広島会場）~~ ~~広島会場は締め切りました~~

~~日時~~ 平成27年3月12日（木） 13:00～15:00

~~会場~~ 広島合同庁舎1号館附属棟2F 大会議室（広島市中区上八丁堀6-30）

### （福山会場）

日時 平成27年3月19日（木） 13:00～15:00

会場 福山市生涯学習プラザ 大会議室

（福山市霞町1-10-1 まなびの館 ローズコム内）

### 【内容】

- 「労働契約法第18条の無期転換ルールの特例について」  
講師 広島労働局労働基準部監督課 担当官
- 「改正労働安全衛生法について」  
講師 広島労働局労働基準部健康安全課 担当官
- 「高年齢者雇用安定法と65歳を過ぎても働ける企業への支援について」  
講師 広島労働局職業安定部職業対策課 担当官
- 「働く女性の処遇改善プランの推進について」

【定員】 各会場100名 参加料 無料

【主催】 広島労働局

## 《 申込方法 》

- 参加を希望される方は「参加申込書」に必要事項を記入の上、郵送又はファックスにて広島労働局労働基準部監督課（担当：狭間、梅田）にお申し込みください。

締切 広島会場 平成 27 年 3 月 5 日（木）  
福山会場 平成 27 年 3 月 12 日（木）

- 申込先

（郵送の場合）〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30  
広島労働局労働基準部監督課 （電話 082-221-9242）

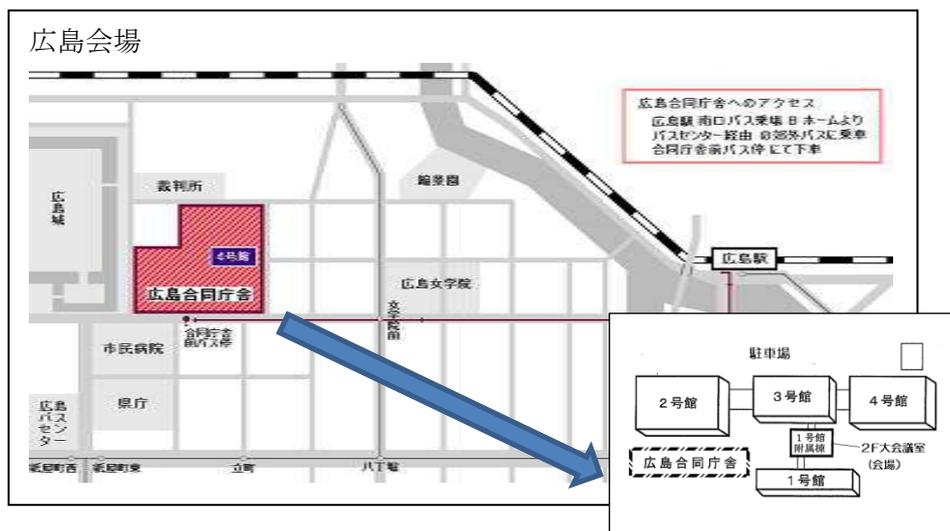
（FAX の場合） **FAX 0 8 2 - 2 2 1 - 2 3 5 4**

- 申込人数が会場の定員に達した場合は、受付を終了することがありますので、予めご了承ください。

- 駐車場

[ 広島会場 ] : 数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

[ 福山会場 ] : 中央図書館と共用のため、できるだけ公共交通機関をご利用ください。  
(認証機により 1 時間無料)



FAX 082-221-2354

## 参加申込書

広島労働局労働基準部監督課 御中

有期雇用無期転換の特例認定等説明会 参加会場（いずれかに○をしてください）	
<del>広島会場 開催日 平成27年3月12日（木）</del>	福山会場 開催日 平成27年3月19日（木）

御社事業場名（団体名・機関名）		所在地・電話	
		電話（      ）      -	
参加者	職名	氏名	
	職名	氏名	
	職名	氏名	